

最新 情報公開請求の全国的動向

2017/4/22 市民オンブズマン福井 第20回総会記念講演

全国市民オンブズマン連絡会議 事務局 内田隆

0. はじめに

本日の予定 ①福井で起こった問題を全国の情報公開の視点から分析する

(政務活動費・ロ利き・消防無線デジタル談合、包括外部監査)

②全国民に悪影響がある法律について、情報公開の視点から分析する

(秘密保護法・共謀罪)

1. 政務活動費について

◎そもそも政務活動費をなぜ追及するのか？

・不正防止のため？

・議員に県政・市政をきちんとチェックさせるため！

☆福井県議 町議を政務活動費で雇う→返還

問題点 越前町兼業禁止及び政治倫理条例？

公職選挙法違反？

なぜ起こったのか→1) 被雇用者名 住所氏名は黒塗り【資料1】

雇用契約書 就業場所が町議の住所記載【資料2】

2) 業務内容報告は1行のみ【資料3】

3) 領収書等が紙で議会に提出 チェックしにくい

1) 政務活動費 支払先が個人の場合の領収書の氏名の公開について (2016/6/1 調査)

<http://www.ombudsman.jp/seimu/seimu2016-2.pdf>

都道府県 政令市 中核市

公開する	0	1	11
一部公開	14	11	14
非公開	33	8	20
その他	0	0	2

★自民党神戸市議 架空委託問題 領収書の相手先個人名を公開→発覚

その後 web 公開に伴い、領収書相手方個人名を非公開に【資料4】

◎鳥取県議会 人件費のみ領収書相手方個人名を公開

◎17/3/24 青森県議会政務調査費 住民訴訟の中で黒塗りしていない領収書の文書提出命令

<http://www.ombudsman.jp/data/170324.pdf>

政務活動費を用いた人件費について、同一人に対する二重支給や、架空名義人への支給または自己が役員をしている法人の従業員や自己の家族への支給の存在が疑われる→「同一人に対する二重支給等があるか否かは、本件各文書を取り調べ、同各文書記載の本件費用支出の相手方の氏名等の名義、その部分の筆跡等を確認すれば、判明する公算が相当程度あるものというこ

とができ、かつ、上記事実の立証方法について、相手方らが所持する本件各文書を証拠調べする以上に適切な方法は考え難いのであって、本件各文書につき証拠調べの必要性があることは明らかというべき」

※大阪府忠岡町情報公開審査会 振込先口座名義人公開答申 町はその後開示

<http://www.ombudsman.jp/data/170313.pdf>

町は「町議の息子が社長の会社」に委託→口座名義人黒塗り→異議申立→口座名義人が議員本人だったことが発覚（地方自治法 92 条の 2 では、地方議員は自治体からの請負を禁止）

2) 業務内容 報告を

本来は、勤務実態をきちんと書面に残すべき。（福井県議はまだマシな方）

都道府県・政令市・中核市ネット公開議会を全部調査したが、勤務詳細記載はなし。

→きちんと「調査」しているのか？

★愛知県議 政務調査費住民訴訟で開示された、「秘書」の実態【資料 5】

3) 政務調査費領収書等 ネット公開状況

2017/4/6 現在、政務活動費の領収書をネットで公開している議会・方針を決定した議会一覧

<http://www.ombudsman.jp/seimulink.html>

都道府県：ネット公開済 大阪府・兵庫県・徳島県・高知県

2016 年度交付分以降公開 富山県・三重県・奈良県・大分県

2017 年度交付分以降公開 宮城県・静岡県・鳥取県

政令市：ネット公開済 京都市・大阪市・神戸市

2016 年度交付分以降公開 広島市

2017 年度交付分以降公開 静岡市

中核市：ネット公開済 函館市・八戸市・大津市・西宮市

2016 年度交付分以降公開 郡山市・高崎市・横須賀市・富山市・尼崎市・高松市・高知市・鹿児島市・那覇市

2016 年 10 月交付分以降公開 岡崎市

2017 年度交付分以降公開 旭川市・岐阜市・大分市・佐世保市

※福井県内市 ネット公開済 小浜市

2016 年度交付分以降公開 越前市・坂井市

4) 政務活動費透明度ランキング

・福岡県内 31 議会 <http://www.ne.jp/asahi/ombuds/fukuoka/pdf/20170403merged.pdf> 【資料 6】

・都道府県・政令市・中核市は 17/9/2-3 和歌山での全国大会で発表予定

2. 口利き記録調査

◎口利き記録制度がなぜ重要か

・議員・自治体 OB などから、様々な「働きかけ」→贈収賄も

・「よい口利き」「悪い口利き」？判断不能→公開して市民が判断を

・議員は政務活動費を用いて、なにを行っているのか 議員活動の透明化

☆福井市 市議が新設保育園に対して特定業者の採択を働きかける【資料 7】

「口利き記録制度」で判明。

1) 全国状況調査(2016/6/1 現在)

<http://www.ombudsman.jp/taikai/kuchi2016-2.pdf>

都道府県 制定済 30 未制定 17 福井県は未制定

政令市 制定済 14 未制定 6

中核市 制定済 21 未制定 26

☆「全ての要望・働きかけを記録」しないと無意味

2) ネットで公開を

奈良市 要望等記録の概要一覧表をホームページで公開【資料 8】

<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1308211537415/index.html>

3) 今年も全国調査予定

3. 消防無線デジタル談合

◎17/2/2 公正取引委員会が「消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令」公表

236 消防本部が対象

☆福井県内市では大野市消防本部が対象

1) 情報公開請求 大野市【資料 9-11】

- ・入札結果調書 3 億 1410 万円 落札率 98.5% 北陸通信工業（現 ほくつう）が落札
- ・発注仕様書（特定のメーカー記載？） 富士通ゼネラル
- ・メーカーを特定したならその理由がわかるもの（口利き）？
- ・契約書（違約条項） 50 条 100 分の 10 か 100 分の 15 の賠償金支払い義務

2) 談合の損害分の返還を求める住民監査請求を全国に呼びかけ

少なくとも違約条項の割合を請求

全国で総額 1300 億円くらいが対象

4. 文書件名簿

◎情報公開請求する際、「思いつき」で請求していませんか？

文書ファイル名一覧が「文書ファイル管理簿」として整理されています。

また、公文書の文書番号が付いているものは、必ず「文書件名簿」で管理しています。

まず「文書ファイル管理簿」「文書件名簿」をチェックしてみませんか。

☆福井県教育委員会義務教育課の『生徒指導・学校同和教育グループ』文書件名簿【資料 12】

1) 全国調査を検討中

☆今後防衛省も

5. 包括外部監査について

◎毎年都道府県・政令市・中核市で義務づけられている「包括外部監査」。平均 1200 万円、年間 16 億 2000 万円も包括外部監査に使われています。活用しないともったいない！

☆福井県 公表はもうすぐ

- 1) テーマ選択に市民の声を取り入れる制度 豊田市

<http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/kansa/1006223.html>

※毎年全国市民オンブズマン連絡会議が「包括外部監査の通信簿」を作成して発表。支援募集中。

6. 秘密保護法

◎2013/12/6に可決された秘密保護法（「閣法」）。どのような経緯で作られたのか。

- 1) 法案国会提出前 法案・協議全て非公開「不当な混乱を招く」

12/11/21 提訴（名古屋地裁）

- 2) 法案国会提出後 法案・協議の多くが開示されるも、ほとんどは法案成立後に開示。

一部は、当初主張していなかった「防衛・外交情報」と主張

黒塗りの多くは「機密性2情報」にもなっていない

15/10/15 敗訴

17/2/23 二審も敗訴（名古屋高裁）

- 3) 「特定秘密指定管理簿」も一部不開示【資料 13】

法務省 指定した官職まで不開示（不服申立の担当課：法務省入国管理局出入国管理情報官）

中身について異議申立・審査請求も棄却

- 4) 特定秘密指定文書 廃棄手続が進行中

・内閣府が「文書目録」を元に「チェック」。

目録は秘密の内容が想起されないようにタイトルを付ける

・独立公文書管理監の検証・監察を受けることになっているが、方法不明

17/4/17 毎日新聞【資料 14】

7. 共謀罪

◎犯罪対策にとって不要であるばかりでなく、市民生活の重大な制約をもたらす「共謀罪」

17/3/21 閣議決定 4/6 衆院審議入り

どのような経緯で作られたのか。

- 1) 法案国会提出前 17/3/13 金融作業部会関係 全て不開示「他国との信頼関係が損なわれる」

17/3/15 内閣法制局審査 全て不開示「不当な混乱を招く」

- 2) 法案国会提出後 17/4/14 協議 一部不開示「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が

不当に損なわれるおそれ」 【資料 15】

8. 最後に

今こそ情報公開ではないか

・南スーダン PKO 日報 破棄→実はありました（現在情報公開請求中）

一部開示された文書【資料 16】

・森友学園問題 きっかけは土地売買契約書黒塗り

情報公開請求の仕方を広く市民に。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	10-1	支 払 年 月 日	平成27年 5月 7日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	事務費		
費 用 内 容	補助職員賃金	摘 要	補助職員賃金
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	38,000 円 (	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

領 収 証		No. _____
島田 欽一 様		
金 額	738000	
但 4月分給5 27年 5月 7日 上記正に領収いたしました		
内 訳		
税抜金額		
消費税額(%)		
		GR1515

雇用契約書

ふりがな 氏 名	生 年 月 日	
現住所		
下記の条件で契約します。		
雇用期間	平成 27年 4月 1日 から 平成 28年 3月31日まで	
就業場所	福井県丹生郡越前町熊谷第42号27番地	
業務内容	政務調査等事務補助 情報収集、資料整理等及び後援会関係事務	
就業時間	午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで (休憩時間)	
休 日	土・日曜日、祝祭日	
給与(賃金)	時給 1,000円	
給与支払方法	毎月1日 現金支給	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保有する。 平成27年4月1日 雇用者 島田 欽一  被雇用者 		

勤務実績報告書

平成27年4月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	水			
2	木			
3	金			
4	土			
5	日			
6	月			
7	火			
8	水			
9	木			
10	金			
11	土			
12	日			
13	月			
14	火			
15	水	5	5	国道305号線について梅浦地区で要望事項に関する聞き取り
16	木	4	4	国道305号線について玉川地区で要望事項に関する聞き取り
17	金	5	5	国道305号線について山中地区で要望事項に関する聞き取り
18	土	2	2	国道305号線について織田地区で要望事項に関する聞き取り
19	日			
20	月			
21	火	5	5	越前地区越前町議員に道路要望聞き取り
22	水	4	4	宮崎地区越前町議員に道路要望聞き取り
23	木	4	4	織田地区越前町議員に道路要望聞き取り
24	金			
25	土			
26	日			
27	月			
28	火	4	4	聞き取った事項の整理
29	水			
30	木	5	5	新聞整理・要望事項に関する整理・まとめ
計		38	38	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 島田 欽一



[政務活動費充当計算]

総支給額 38,000円 × 政務活動 38時間 / 総勤務時間 38時間 = 38,000円

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	広報費
------	-----

領 収 証

27 年 9 月 7 日

自由民主党神戸市会議員団様

★	32,000	—
---	--------	---

但 市政報告デザイン料

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

神戸市会

相談者	
住 所	
電 話	
内 容	昨年暮れにひき逃げ事故を起こす。 退院後、県警本部に出頭したところ免許取り消し処分となった。 事情を酌んで普通免許だけでも残せないか。
対 応	港署 信号無視（3点）＋ひき逃げ（25点）＝計 反則点数 28点付加 免許取り消し&欠格期間2年にあたり、事情の酌みようがない。
備 考	本人納得

福岡県内 全議会 政務活動費情報公開度ランキング

発表

2017年3月27日

順位	議会名	領収書				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル	HP公開	合計
		原本	個人名	閲覧	HP公開	作成義務	HP公開	作成義務	HP公開	作成義務	HP公開			
	満点	5	10	5	15	5	5	10	15	10	10	5	5	100
1	宗像市	5	0	5	15	5	5	10	15	10	10	5	5	90
2	古賀市	5	0	5	15	0	0	10	15	10	10	2	5	77
3	飯塚市	5	10	5	0	5	5	0	0	10	0	2	5	47
4	福津市	5	10	5	0	0	0	0	0	10	0	2	5	37
5	福岡県	0	0	5	0	5	0	10	0	5	0	5	5	35
5	行橋市	0	10	5	0	0	0	10	0	5	0	2	3	35
5	糸島市	5	10	5	0	0	0	0	0	10	0	2	3	35
8	大牟田市	5	10	0	0	0	0	5	0	5	0	5	3	33
9	柳川市	5	10	0	0	0	0	10	0	5	0	2	0	32
9	八女市	5	10	5	0	0	0	5	0	5	0	2	0	32
9	豊前市	5	10	5	0	0	0	0	0	10	0	2	0	32
12	うきは市	5	10	0	0	0	0	5	0	5	0	2	3	30
13	筑紫野市	5	10	0	0	5	0	0	0	5	0	2	0	27
13	太宰府市	5	0	5	0	5	0	0	0	10	0	2	0	27
13	新宮町	5	10	0	0	0	0	5	0	5	0	2	0	27
13	遠賀町	5	10	0	0	0	0	0	0	5	0	2	5	27
13	苅田町	5	10	5	0	0	0	0	0	5	0	2	0	27
18	筑後市	5	10	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	25
18	春日市	5	10	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	25
20	嘉麻市	5	10	0	0	0	0	0	0	5	0	2	0	22
21	大野城市	5	0	0	0	0	0	5	0	5	0	2	3	20
21	那珂川町	0	10	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	20
23	福岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	5	5	18
24	久留米市	5	0	0	0	5	0	5	0	0	0	2	0	17
24	鞍手町	5	0	0	0	0	0	5	0	5	0	2	0	17
24	吉富町	5	0	0	0	0	0	5	0	5	0	2	0	17
27	北九州市	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5	15
28	志免町	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	10
29	直方市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	2	0	7
30	大川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5

領収書	原本提出 5点、コピー 0点
	支出先個人名公開 10点、非公開0点
	閲覧に公開請求が不要 5点、必要0点
	ネットで公開 15点、非公開0点
会計帳簿	提出義務付け 5点、なし 0点
	ネットで公開 5点、非公開0点
活動報告書 視察報告書	提出義務付け公表 10点、提出義務付け 公開請求必要 5点、義務付けていない 0点
	ネットで公開 満点、非公開 0点
マニュアル	ネットで公開 5点、公開請求必要 3点、作成していない 0点
HP公開	収支報告書公開 5点、項目別一覧公開 3点、非公開 0点

総務部長	次 長	課 長	調整参事	副課長	
	高			橋本	

伊藤

佐賀

様式(第 3 条関係)

職務に関する働きかけ受付記録票

受付 No.

部 等	福祉保健部	課 等	
-----	-------	-----	--

市長	副市長	総務部長	担当部長	次 長	課 長	主 任	課 員

受付日時	25年 9月20日(月) : ~ :	受付者 職・氏名	部長 河上 芳夫 印
記載日時	27年 3月31日(火) : ~ :	記載者 職・氏名	河上 芳夫 印
対象者氏名	吉田 琴一 (市議会議員)		
対象者住所	福井市 (電 話)		
受付方法 及び場所	1 来庁(場所:) 2 電話(場所: 福祉保健部長室に電話) 3 その他()		
種 類	1 要望 2 相談 3 その他()		

受付内容	
件 名	福井市北部重点地区における新規開設保育園の公募における の採 択について
(要旨) 25年度に公募する福井市北部重点地区における新規開設保育園に関して、 を採択いただきたい。	

対応結果	
1 対応しない 2 要検討 3 対応する 4 その他()	
問題点・対応策 ()	

要望等の記録一覧表(平成28年8月分)

No.1	【要望者職名・氏名】	山本 憲宥 奈良市議会議員
【件名】	忍辱山町～大柳生町地内の東海自然歩道修繕について	
【要望等の概要】		
東海自然歩道を通行する歩行者の安全確保の為、道路面の亀裂・陥没修繕、道路肩崩壊復旧、水たまり等の道路排水改善を要望します。		
【対応方針等の概要】		
事前に自治会同行で現地確認・調査立会を行い、緊急性や通行に支障がある箇所を優先して修繕等を検討しますと回答しました。		
【担当部署】	道路維持課	

No.2	【要望者職名・氏名】	藤田 幸代 奈良市議会議員
【件名】	①街路樹の剪定について ②舗装面補修について	
【要望等の概要】		
①朱雀五丁目地内のT字路付近のカーブミラー及び道路標識が街路樹が茂って見えづらいので剪定を要望します。 ②学園朝日元町一丁目地内及び中山町西三丁目地内の市道舗装面に穴があいているので補修をお願いします。		
【対応方針等の概要】		
① 現地確認・調査を行い、機能に支障がある場合は剪定しますと回答しました。 ② 応急措置として早急に対応しますと回答しました。		
【担当部署】	道路維持課	

No.3	【要望者職名・氏名】	高杉 美根子 奈良市議会議員
【件名】	横断水路の清掃について	
【要望等の概要】		
六条西一丁目の市営五条山住宅東側道路の横断側溝に泥等が溜まり、雨で水が溢れるため対応してほしい。		
【対応方針等の概要】		
市道ではないが行政財産道路として管理している道路であり、現地を確認し対応しますと回答しました。		
【担当部署】	道路維持課	

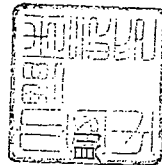
入札結果一覧表

工事名等	消防救急デジタル無線整備工事 大消防第1号	主 管 課	消防総務課
工事場所等	大野市消防本部及び他2箇所	設計金額(円、税抜)	325,522,000
		予定価格(円、税抜)	319,011,429
		最低制限価格(円、税抜)	248,188,390

番号	商号又は氏名	住 所	入札結果(円、税抜)		決定事項
			第1回	第2回	
1	(株)東芝 北陸支社福井支店	福井県福井市中央3-3-21 福井中央ビル9階			辞退
2	日本無線(株)北陸支店福井営業所	福井県福井市豊島2-7-4	325,000,000		
3	NECネッツエスアイ(株)福井営業所	福井県福井市大手2-7-15			辞退
4	富士通(株)福井支店	福井県福井市毛矢1-10-1			辞退
5	(株)富士通ゼネラル 福井営業所	福井県福井市板垣4-715			辞退
6	北陸通信工業(株)福井支店	福井県福井市間屋町2-43	314,100,000		落札
7	北陸電話工事(株)福井支店	福井県福井市毛矢3-7-8	322,000,000		
8	三菱電機(株)福井営業所	福井県福井市間屋町4-1205			辞退
9	(株)明電舎 福井営業所	福井県福井市松本3-3-7			辞退
10					
11					
12					
13					
14					
15					

入札執行日時: 平成25年7月23日 9時20分 AM

入札執行者 監理検査室長 乾 川 和



るとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第46条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令が行われない場合にあつては、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令）又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決が

確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第47条 甲は、工事が完成するまでの間は、第46条第1項及び前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第48条 乙は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少した

(9) 第4項後段、第5項後段及び第6項の規定による乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(賠償の予約)

第50条 乙は、第46条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による請負代金額の100分の10に相当する額を、甲の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

(1) 第46条の2第1項第1号に該当する場合であつて、排除措置命令若しくは納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定する行為に該当する場合であるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要があると認めるとき。

第51条 乙は、第46条の2第1項第2号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、前項に規定する額のほか、この契約による請負代金額の100分の5に相当する額を、甲の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

(1) 第46条の2第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条第2項第6号の規定の適用があるとき。

(2) 第46条の2第1項第2号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に大野市入札心得第5条第1項の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

第52条 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該違約金の額につき年5パーセントの割合で、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第53条 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第54条 前各項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、当該共同企業体の構成員であつたすべての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該構成員であつた者は、共同連帯して前各項の額を甲に支払わなければならない。

(火災保険等)

文 書 件 名 簿

番号	月	日	件 名	発信人・受信人	確 認	収 発 の 区 分	処 理 期 限	経 過			
121	4月	6日	定期監査および決算審査に伴う 事前調査の実施について(通知)	監査委員事務局	✓		月	月	日	月	日
							日				
122	4月	7日	平成28年度不正大麻・けし撲滅 運動の実施について	福井県薬物乱用 対策推進本部長	✓		月	月	日	月	日
							日				
123	4月	7日	平成27年度へき地児童生徒援助 費補助金に係る実績報告書	福井市 東村新一 他2名	✓		4月 10日	月	日	月	日
124	4月	7日	平成28年度小学校及び中学校各 教科等担当指導主事連絡協議 会の実施について(依頼)	文部科学省初等 中等教育局長	✓		月	月	日	月	日
							日				
125	4月	7日	映画「めぐみ」及びアニメ「めぐ み」の活用について	福井県教育庁義 務教育課長		○	月	月	日	月	日
							日				
126	4月	11日	いじめの状況等に関する調査に ついて	福井県義務教育 課長		○	月	月	日	月	日
							日				
127	4月	11日	第46回福井県学校花壇講習会 の開催について	福井県義務教育 課長		○	4月 22日	月	日	月	日
128	4月	11日	平成28年度24時間電話相談員 研修会について	福井県義務教育 課長		○	月	月	日	月	日
							日				
129	4月	11日	平成28年度不登校対策推進事 業「心のパートナー派遣事業」の 実施および学生募集チラシ等の 送付について(依頼)	福井県教育庁義 務教育課長		○	月	月	日	月	日
							日				
130	4月	11日	いじめ対策総合推進事業の国庫 補助について(通知)	文部科学省初等 中等教育局長	✓		月	月	日	月	日
							日				

特定秘密指定管理簿

指定の 整理番号	指定をした 年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表の いずれの事項に 関するもの であるかの別	当該特定秘密の 保護に関する 業務を管理する 特定秘密管理者 の官職	法3条2項の 規定により 講ずる措置が 同項各号の いずれの措置 であるかの別	法3条3項の規定 により同条2項1 号に掲げる措置を 講じた旨	指定の有効期間					解除		備考
							有効期間が 満了する 年月日	有効期間を 延長した旨	延長後の 指定の有効期間	(延長後の) 有効期間が 満了する 年月日	有効期間が 満了した旨	当該指定を 解除した旨	解除した 年月日	
08- 201412-1-2 ロb-1	平成26年12 月26日	08- 201412-1-2 について平成25年5月及び平成26年2月に作成され た我が国の政府が講じる措置又はその方針	第2号ロ	08- 201412-1-2 ロb-1	同項第1号		平成31年12 月25日 5年							

<特定秘密文書>廃棄手続きが進行中 対象や省庁名は不明
毎日新聞 17/4/17(月) 7:00 配信

<特定秘密文書>廃棄手続きが進行中 対象や省庁名は不明
特定秘密文書廃棄審査の流れ（イメージ）

◇14年末の特定秘密保護法施行後、初

国の行政機関が指定した特定秘密を記録した文書について、廃棄に向けた手続きが進められていることが内閣府などへの取材で分かった。特定秘密文書の廃棄は2014年末の特定秘密保護法施行後、初とみられる。順次廃棄が進められるとみられるが、秘密文書は通常の文書と違って第三者のチェックに制約がある。専門家からは「本来残すべきもののまで廃棄される恐れもある」との指摘がある。

特定秘密文書は、公文書管理法に基づいて一般の文書と同様に、それぞれの保存期間を過ぎれば内閣府のチェックを受けた後に廃棄することができることになっている。ただし、特定秘密保護法の運用基準で、指定から30年を超えた文書は重要性が高いと判断されて一律に公文書館などに移管されて保存されることが定められている。

廃棄をチェックする内閣府は毎日新聞の取材に対し、特定秘密文書を保有する省庁と廃棄に向けた協議を行っていることを認めた。対象文書の内容や省庁名は明らかにしていないが、保存期間2年以下の文書とみられる。

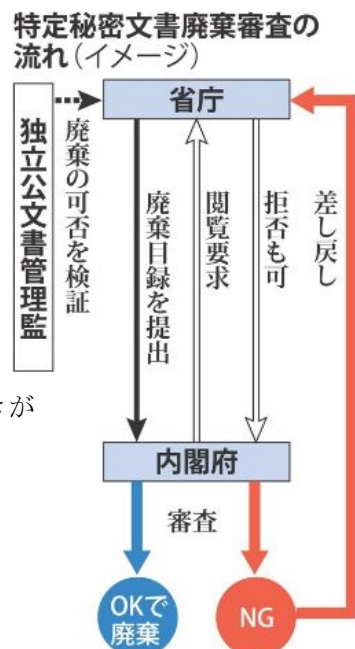
内閣府は各省庁から文書目録の提供を受け、「行政文書管理ガイドライン」に沿って廃棄が妥当か点検する。しかし、特定秘密文書の目録は秘密の内容が想起されないようにタイトルを付けることになっており、内閣府は文書の重要度を判断しにくい。省庁側に特定秘密文書の閲覧を求めてチェックすることも制度上は可能だが、文書を作った省庁は「わが国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれ」があるとの理由で閲覧を拒否することができる。

内閣府のチェックとともに、第三者機関の役割を担う政府内の独立公文書管理監の検証・監察を受けることになっているが、方法は明らかになっていない。

秘密文書の廃棄を巡っては、今月11日の衆院総務委員会で内閣官房の田中勝也審議官が「恣意（しい）的な廃棄はできないと理解している」と答弁した。【青島頭】

◇特定秘密を記録した文書

外交、防衛、テロ・スパイ防止に関する重要情報を政府が特定秘密に指定し、漏えいした人などに罰則を科すと定めた特定秘密保護法が2014年に施行され、16年末までに11行政機関が487件を指定した。5年ごとに秘密指定期間が更新され、通算30年（一部は60年）まで可能。特定秘密を記録した文書は15年末段階で27万2020点ある。文書の保存期間は秘密指定期間と別に定められ、特定秘密に指定されたまま文書が保存期間満了を迎え廃棄対象になる場合もある。

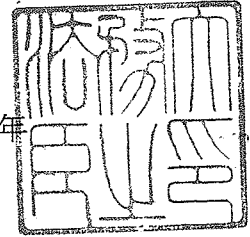


法務省刑制第60号
平成29年4月14日

行政文書開示決定通知書

NPO法人情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

法務大臣 金 田 勝 年



平成29年2月8日受付第708号及び第712号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- (1) 協議（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律）（平成25年度作成分）
- (2) 協議（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案）（平成28年度作成分）

2 不開示とした部分とその理由

- (1) 直通番号、ファクシミリ番号、内線番号及びメールアドレスのうち、不開示とした部分は、国の行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法第5条第6号に該当することから、不開示とした。
- (2) 「各省庁回答状況」、「省内各課・各局回答状況」及び「各府省等 引用法令回答結果」と題する文書のうち、不開示とした部分は、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法第5条第5号及び第6号に該当することから、不開示とした。

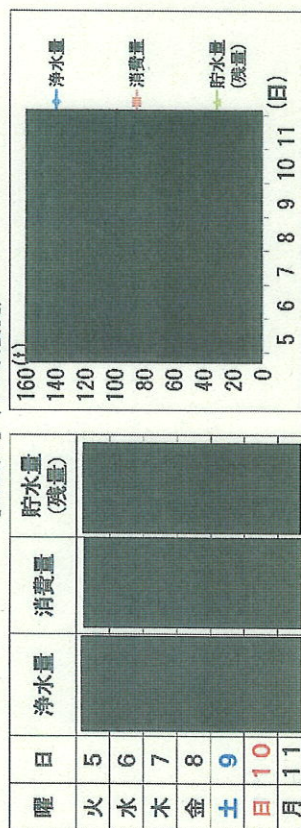
※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、こ

25
別紙第3-4
7月12日1800c

第10種補給品(水)の推移(1週間実績)

【H28.7】(10次要員)



【評価】
貯水量は 〇 を超えているものの、情勢により浄水できなくなるため、継続的な節水は必要

※ 貯水の危険水位 〇 を超える日 〇 で続いた場合、貯水量が減少する。井戸の故障状態によっては数日で危険水位を下回る可能性もある。

【今後の見解】
雨量の減少及び器材の劣化等による急な取水量の減少が予想される。

【対策】
平日の節水による貯水量の確保

凡例 〇 消費量の目安ライン

27
別紙第5
7月12日1800c

人員現況/Personnel Status

場 所	総員(名)	事故(名)	現在員(名)	事故の内訳(名)	備 考
第10次要員	353	0	353		
ジュバ (UNトンビン)					
司令部事務	2	0	2		

宿営地待機人員	
区 分	人員数
待機人員	

26
別紙第4

患者受診状況

受診患者計 7名

7月11日1800c
~7月12日1800c

所属等	傷病者数	疾患名	備考
本部付隊	3名		
第1施設小隊	2名		
第2施設小隊	1名		
警備小隊	1名		

凡例: (再) → 再診

28
別紙第6

総括(Assessment)

項目	事 象	評 価	運用への反映
1	マンガラにおける武装グループによる襲撃(6/7, 14)	〇 ジュバ市外においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的な襲撃の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要である。	
2	宿営地周辺におけるハラスメント(7/7, 8, 9, 10, 11, 12)	また、UNハウス及びUNトンビンへの避難民の流入、UNハウス及びUNトンビン周辺での抗争、薬物使用者による事故等への巻き込まれ及び等により注	情報収集を継続
3	ジュバ市街地において、射撃事故の発生(6/13, 14, 10)	意が必要であるとともに、市内における銃撃等も発生しており在留邦人の動向を含め注意が必要	
4	UNハウス周辺において、射撃事故が発生(7/2, 8, 9, 10, 11, 12)		
5	ワウにおける武装グループによる襲撃(6/24)		
6	リーア郡におけるSPLAとIOOの抗争(6/26)		
7	市内においてパレードの練成(7/1)		
8	ラムタン祭の開催(7/6)		
9	市内において武器検査の実施(7/6, 7, 10)		
10	ジュバ市内におけるSPLAとIOOの衝突(7/7, 8, 9, 10, 11)		
11	(7/7, 10, 11)		
1	グレートコンローラバル付近の油圧ホース破損	1 グレーダを必要とする作業に直接影響を受ける。	現運用上支障なし
2	高機動車のボンネット損傷	2 自定可能	活動に影響なし
衛生	受診患者 7名	活動に影響なし	活動に影響なし
人事	第10次要員 353名		